

(株)北川鉄工所 コーポレートガバナンスガイドライン
(2018年6月26日 改正)

目次

序文

第1章 総則

- 1.目的
- 2.コーポレートガバナンスの基本的な考え方

第2章 株主との関係

- 1.受託者責任
- 2.資本政策の基本的な方針(株主還元を含める)
- 3.株主総会
- 4.株主の権利の確保(議決権の尊重を含む)
- 5.株主の平等性の確保
- 6.政策保有株式に関する方針
- 7.関連当事者間の取引の防止

第3章 ステークホルダーとの関係

- 1.ステークホルダーとの良好・円滑な関係

第4章 情報開示

- 1.情報開示の方針(透明性を含む)
- 2.株主との対話

第5章 コーポレートガバナンス体制

- 第1節 ガバナンス体制
- 第2節 取締役会
 - 1.役割・責務
 - 2.運営
 - 3.議長
- 第3節 取締役
 - 1.役割・責務
 - 2.資質、選任
- 第4節 社外取締役
 - 1.役割・責務
 - 独立性基準
 - 3.資質・選任基準
 - 4.支援体制
- 第5節 監査役会
 - 1.役割・責務
 - 2.支援体制
 - 3.会計監査人・内部監査部門との関係
- 第6節 監査役
 - 1.役割・責務
 - 2.資質、選任基準
- 第7節 会計監査人
 - 1.役割・責務
 - 2.選定基準
 - 3.会計監査人との連携
 - 4.評価
- 第8節 執行役員
 - 1.役割・責務
 - 2.資質・選任基準
- 第9節 委員会体制
 - 1.社外役員会
 - 2.コンプライアンス委員会
 - 3.リスク管理委員会、

4.エネルギー管理委員会 5.輸出管理委員会

第 10 節 取締役会の実効性・評価

1.実効性・評価

第 11 節 取締役・監査役のトレーニング

1.トレーニング

第 12 節 内部統制

1.内部統制システム

第 13 節 内部通報

1.内部通報制度

第 6 章 その他

1.例外処置

2.改正

3.附則

別表

1.ガバナンス体制

2.社外役員独立性基準

序文

株式会社北川鉄工所(以下「当社」という)は、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を踏まえた上で、株主の権利及び平等性の確保、ステークホルダーとの関係、情報開示、コーポレートガバナンス体制などのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、枠組み及び運営方針を明らかにし、株主をはじめとするステークホルダーへの説明責任を果たすために、コーポレートガバナンスガイドライン(以下「本ガイドライン」という)を制定する。

第1章 総則

1.目的

本ガイドラインは、当社が企業ビジョンに示す「社員が共有する4つの価値観」の実践を通じて、持続的に企業価値を向上させ、ステークホルダーへの社会的責任を果たし続けるために、最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的とする。

【企業ビジョン】

株式会社北川鉄工所はものづくりという業にあって
お客様の喜びを我々の喜びとし、
素直な心を尊び、勇気ある行動を敬い、
自己実現の場として自律した活力あるリーダーを育成し、
技術を誇り、未知なる世界に挑戦する
Quality Business を実践する集団である。

【キタガワ社員が共有する4つの価値観】

- 1)お客様第一主義 … お客様の喜びを我々の喜びとする。
- 2)素直な心と勇気 … 素直な心を尊び(養い)、勇気ある行動を敬う。
- 3)社員満足 … 自己実現の場として自律した活力あるリーダーを育成する。
- 4)イノベーション … 技術を誇り、未知なる世界に挑戦する。

2.コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社では、経営環境の激しい変化に対応すべく、経営の効率化・意思決定の迅速化や経営の透明性の確保が必要不可欠であると考えている。そのため、コーポレートガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして位置付け、企業の健全性を確保し、企業価値の増大を図り、企業の社会的責任を果たす事業活動の展開を図る。

第2章 株主との関係

1.受託者責任

当社の取締役・監査役及び経営陣は、株主からの受託者責任を認識し、法令、定款等を守り、透明・公正な業務執行に留意し、それぞれの職務における期待される自らの役割・責務を果たして、当社の社会的信頼の確保、維持と持続的成長・中長期的な企業価値の向上に努める。また、様々なステークホルダーとの協働を確保しつつ、法令及び経営理念・会社規則・行動規準の定めを厳守し、高い倫理観と社会的良識を持って行動することを基本とする。

2.資本政策の基本的な方針(株主還元)

当社は、当社グループの持続的な事業の拡大、収益力の向上等が、株主価値を中長期的に高めると考え、そのために安定的な事業展開を行うための資本が必要と考える。また、当社は、経営効率・財務基盤強化の観点から、各事業での経常利益と売上高経常利益率を重視している。加えて、投下資本の運用効率・収益性を図る指標として総資産利益率(ROA)及び株主利益重視の観点から自己資本利益率(ROE)を重要な経営

指標と位置づけている。

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題のひとつと認識しており、自己資本配当率、配当性向や内部留保の充実を勘案して、業績に対応しながら極力安定的に剰余金の配当を継続実施する。

3. 株主総会

当社は、株主総会を最高意思決定機関と位置付けて、株主の十分な権利行使期間を確保して株主が適正に権利行使できる環境整備を行う。

また、当社は、株主総会における決議事項について、議決権行使結果を真摯に受け止め、株主総会後に反対要因の分析を行い、取締役会に報告を行う。なお、反対票が相当数あったと認められる議案については、株主の意思が適切に反映されるよう株主との対話を含めて、その対応について検討を進める。

当社は、株主総会を株主との重要な対話の場と位置付け、当社事業に関する十分な情報を開示する。

4. 株主の権利の確保(議決権の尊重)

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう速やかな情報開示や円滑な議決権行使のための環境整備を行う。

会社法にて少数株主にも認められている権利について、「株式取扱規程」で株主確認、議決権行使の手続き等を定めてその権利行使を円滑に行うことができる体制を整備する。

当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう株主総会招集通知を早期発送する。

5. 株主の平等性の確保

当社は、全ての株主を株式の内容及び株式の持分に応じて平等に取り扱う。

6. 株式の政策保有に関する基本方針

当社は、相手企業との関係・提携強化を図る目的で、政策保有株式を保有する。担当取締役による中長期的な視点での検証を適宜行い、毎年、取締役会にて報告を行う。

当社は、政策保有株式の議決権行使について、該当企業のガバナンス体制及び企業価値向上に繋がる意思決定かという観点、また、当社の企業価値の向上を期待できるかどうかなどを個別に精査したうえで、議案への賛否を判断する。

7. 関連当事者間の取引の監視・監督

- (1)取締役は、当社及び株主の利益に反して、自身又は第三者の利益を追求してはならないことを基本とする。
- (2)毎年関連当事者間取引について、「関連当事者との取引に関する調査票」による調査を実施する。
- (3)利益相反取引及び競業取引は、取締役会承認事項とする。
- (4)前記(1)項の意思がない場合でも、取締役は、会社法及び当社の取締役会規程に基づき、取締役会の承認を得なければ、当社グループとの関係における利益相反取引及び競業取引を行うことを禁止する。
- (5)取引条件及び取引条件の決定方針等については、有価証券報告書等にて開示する。

第3章 ステークホルダーとの関係

1. ステークホルダーとの良好・円滑な関係

- (1)当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、我々を取り巻く社会とすべてのステークホルダーを尊重し、適切な関係を維持する。
- (2)社会から信頼される企業であり続けることを目的として、社員が遵守すべき「キタガワ企業行動憲章」、「キタガワ自主行動基準」を定め、当社で働く全ての者がこれを遵守し、公正かつ誠実に行動する。
- (3)持続可能な社会の形成を目指し、事業特性を考慮しながら環境問題等についての取組みを推進する。
- (4)女性活躍躍進への取組みを含め、多様な視点・価値観を理解することが強みと捉え、人材の多様性の確

保を推進する。

第4章 情報開示

1.情報開示の方針(透明性を含む)

- (1)当社では、すべてのステークホルダーとの信頼関係を構築するため、重要あるいは有益と判断した情報については、積極的かつ適時・適切に開示する。
- (2)情報を分かりやすい内容で、アクセスが容易となる多様な方法で開示する。

2.株主との対話

当社は、株主、投資家とのオープンで建設的かつ効果的なコミュニケーションを重視し、

- (1)株主総会を株主との重要な対話の場と位置付け、当社事業に関する十分な情報開示を行う。

- (2)株主からの対話の申込に対し、合理的な範囲で取締役など経営陣が臨むことを基本とする。

- (3)担当役員は、経営管理本部長とし、担当部署は、総務部門とする。

- (4)建設的な対話の実現のため、社内部門と協力して対応し、ホームページの充実を図るなど情報開示に努める。

- (5)対話では、自社の考えを株主に伝え、株主から頂いた意見、要望について経営陣幹部にフィードバックを適時適切に行い、課題認識を共有する。

- (6)インサイダー情報が外部へ漏洩することを防止するため、「内部情報管理規程」に基づき、情報管理を徹底する。

第5章 コーポレートガバナンス体制

第1節 ガバナンス体制

当社は、監査役会設置会社の形態を採用し、株主をはじめとするステークホルダーのために有効なコーポレートガバナンスを実現するため以下の体制を構築し、維持・向上を図る。

取締役会は、経営意思決定の最高機関であり、取締役の経営意思決定機能と業務執行機能の強化を図るために、執行役員制度を導入している。取締役の職務執行に対する監督機能の強化及び経営の透明性をさらに向上させるとともに、コーポレートガバナンス体制の充実を図るため、社外取締役を2名以上選任することとする。

監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査する。

第2節 取締役会

1.役割・責務

- (1)取締役会は、株主の利益を図るために長期的に企業価値を最大化させることを目指す。

- (2)取締役会は、法令・定款及び「取締役会規程」にて定められた重要事項を意思決定し、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保する。

- (3)取締役会は、コーポレートガバナンスの構築を通じて企業理念の実現を目指す。

- (4)取締役会は、内部統制システムの基本的事項及び重要事項を決定する。

- (5)取締役会は、コンプライアンス委員会を設置して法令遵守体制を確保する。

- (6)取締役会は、リスク管理委員会を組織し、リスク管理体制の運用と状況について管理監督する。

- (7)取締役会は、取締役候補の指名と取締役の報酬にあたっては、取締役会の諮問機関として社外役員を中心に構成する社外役員会において協議し、社外役員会の意見を尊重した上で取締役会にて決定する。

- (8)取締役会は、業務執行の柔軟性を高めるために、法令、定款、及び「取締役会規程」に定められた以外の業務執行の意思決定を経営陣に委任する。

2.運営

- (1)取締役会は、取締役会の決議事項の資料を基本的に取締役会の開催3日前までに配布し、事前検討に

- 必要な時間を確保する。さらに必要に応じて担当部門より説明を行う。
- (2)取締役会は、事業年度の開始前に年間の取締役会開催スケジュールを作成し、経営陣及び監査役に連絡し出席しやすい状況を確保する。
- (3)取締役会は、取締役会に必要な審議時間を十分確保すべく、審議項目、開催時間を適宜調整する。
- (4)取締役会は、取締役会における実質的な協議・検討の機会を確保するとともに、意思決定の迅速性を重視する観点から、取締役の員数を20名以内とする。

3.議長

取締役会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に欠員又は事故あるときは、取締役副会長が、取締役副会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。

第3節 取締役

1.役割・責務

- (1)取締役は、株主からの受託者責任を認識し、法令・定款等を守り、透明・公正な業務執行に留意する。
- (2)取締役は、職務における期待される自らの役割・責務を果たして、当社の社会的信頼の確保、維持と持続的成長・中長期的な企業価値の向上を図る。
- (3)取締役は、様々なステークホルダーとの協働を確保しつつ、法令及び経営理念・会社規則・行動規準の定めを厳守し、高い倫理観と社会的良識を持って行動することを基本とする。
- (4)取締役は、当社に対して善管注意義務及び忠実義務を負う。

2.取締役の資質・選任

- (1)取締役は、株主総会において選任する。
- (2)取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の定時株主総会終結の時までとする。
- (3)取締役候補の指名にあたっては、取締役会の諮問機関として、社外役員を中心に構成する社外役員会において協議し、社外役員会の意見を尊重した上で取締役会にて決定する。
- (4)取締役は、当社の事業や課題に精通していること、経営を監督し、持続的な企業価値を創造する能力を有していること、また取締役会の審議に必要な知識、経験及び実績を有していることなど、多様な要素が求められる。

第4節 社外取締役

1.役割・責務

- (1)社外取締役は、取締役会における独立した客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識及び幅広く高度な経営に対する経験・見識等を活かした社外的観点からの助言・提言等を行う。
- (2)社外取締役は、取締役会の意思決定及び業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担う。
- (3)社外取締役は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、適時に経営トップとの様々な情報交換を行う。

2.独立性基準

当社は、社外取締役の独立性を客観的に判断するために、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、当社独自の「社外役員独立性基準」を定める。

3.資質・選任基準

- (1)社外取締役は、コーポレートガバナンスの観点から「社外役員独立性基準」を用いて高い独立性を有している者を選任する。
- (2)社外取締役は、独立性の高さだけでなく、それぞれの人格及び識見等も十分に有する者を選任する。

4.支援体制

社外取締役に対する情報提供を適時・適切に行うため、内部監査部門・総務部門・経理部門等のスタッフが適宜サポートを行う。

第5節 監査役会

1.役割・責務

- (1)監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議を行う。
- (2)監査役会は、取締役会・取締役及び執行役員の職務執行について、独立した客観的な立場から、適法性の監査を行う。
- (3)監査役会は、取締役・執行役員の職務執行の監査、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定、監査報告の作成、その他法令により定められた事實を実施する。
- (4)監査役会は、会計監査の一端を担うことから、財務及び会計に関して相当程度の知見を有している監査役が含まれる構成とする。
- (5)定款の定めに従い監査役の員数は、5名以内とする。また、常勤監査役を選任する。
- (6)監査役会は、その職務を執行するために必要な運営、手続き等について「監査役会規程」を定め、その職務を全うする。

2.支援体制

- (1)監査役会に対する情報提供を適時・適切に行うため、内部監査部門・総務部門・経理部門等のスタッフが適宜サポートを行う。
- (2)監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役から要請があった場合、直ちに監査役のために監査役補助者を任命することとし、その人事については監査役会と取締役会との協議により行う。監査補助者については、その独立性を保証する。

3.会計監査人・内部監査部門との関係

- (1)監査役会は、取締役・執行役員の職務執行の監査に必要な事項に関し、取締役、使用人及び会計監査人から適時・適切に報告を受ける。
- (2)監査役会は、会計監査人及び内部監査部門並びに社外取締役と定期的な情報交換・意見交換を行うなど、十分な連携を図る。

第6節 監査役

1.役割・責務

- (1)監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役及び執行役員の職務の執行を監査する。
- (2)監査役は、独立した客観的な立場から、適法性監査を行う。
- (3)監査役は、取締役会などの重要会議への出席や重要書類の閲覧のほか、支店・工場及び国内外子会社への往査などを通じて、経営全般にわたる提言、助言、勧告及び必要な処置を適時行う。
- (4)監査役は、取締役、執行役員及び会計監査人、内部監査部門などと情報交換、意見交換などにより、十分な意思疎通、連携を図る。
- (5)常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備及び情報収集を積極的に努める。また、その職務の遂行上知り得た情報を他の監査役と共有する。

2.資質・選任基準

- (1)監査役は、監査役としての必要な見識、高い倫理観、公正さ、誠実さを有し、法律、経営等の知見を有する。監査役のうち1名以上は、財務・会計に関する相当程度の知見を有する者を選任する。
- (2)社外監査役は、独立性、中立性が担保され、かつ社外監査役としてその分野における豊富な経験と幅広

い見識を有する者、会計に関する専門家、弁護士及び会社経営者等を選任することとする。また、役割・責務を適切に果たすべく、過度の兼職を有しないものを選任する。

(3)監査役候補の選任及び指名にあたっては、社外役員会の意見を尊重した上で取締役会にて決定する。なお、新任監査役の候補者は、監査役会の同意を経たうえで、取締役会で決定する。

第7節 会計監査人

1.役割・責務

- (1)会計監査人は、株主や投資家に対して、財務報告を含む開示情報の信頼性を担保する役割を担う。
- (2)会計監査人は、会計監査を適正に行うため、関連する法令、規定、並びに必要とする品質管理の基準を遵守する。
- (3)会計監査人は、監査役会や経理等の関連部門と連携し、適正な監査が出来るように、監査日程や監査体制を確保する。

2.基準

- (1)会計監査人は、当社からの独立性と専門性が確保されていなければならない。
- (2)会計監査人は、国際水準の高品質な監査が実現可能な監査の品質管理のために組織的な業務運営がなされ、その実績を有していなければならない。

3.会計監査人との連携

- (1)当社は、会計監査人と事前協議を行った上で監査計画を策定することで十分な監査時間を確保する。
- (2)当社は、会計監査人における適正かつ高品質な監査を可能とするため、社外取締役を含む取締役・執行役員及び内部監査部門との意見交換を行う体制を確保する。
- (3)当社は、会計監査人が不備・問題点を指摘した場合や不正を発見し適切な対応を求めた場合は、所掌の取締役・執行役員が中心となって、是正対応及び結果報告を行う。

4.評価

監査役会は、会計監査人を評価するための「会計監査人の再任(選任)についての検討事項」を策定し、独立性・専門性、監査品質及び報酬水準の妥当性等の検討事項を満たしているか否かを確認する。

第8節 執行役員

1.役割・責務・委任範囲

- (1)執行役員は、取締役会で選任された会社の事業・スタッフ部門の個々の組織の具体的な業務執行の決定権限の委譲を受け、責任を持って担当業務を執行する。
- (2)執行役員は、取締役会及び代表取締役の統括の下に業務の執行を行い、取締役とともに経営の責任者の一翼を担うこと自覚する。
- (3)執行役員は、当社に対して善管注意義務及び忠実義務を負う。
- (4)執行役員は、取締役会において業務の執行状況を報告し、取締役会の決定事項を効率的かつ効果的に執行する。
- (5)取締役を兼務する執行役員は、取締役として当社全体の経営に関する監督責任を負うとともに、執行役員として自らの担当業務において職務執行の責任を負う。
- (6)執行役員は、その職務を執行するために必要な基本事項、業務内容等について定められている「執行役員規程」に基づき、その職務を全うする。

2.資質・選任基準

- (1)執行役員は、取締役と同様の法定の要件を備え、人格並びに識見ともに優れ、その職責を全うすることができる者でなければならない。

- (2)執行役員は、その任期を1年とし、毎年、代表取締役がその候補者を推薦し、取締役会で選任する。
- (3)執行役員の員数は、取締役会の意思決定に基づく業務執行機能が、最も効果的かつ効率的に発揮できる適正な員数とする。

第9節 委員会体制

当社は、コーポレートガバナンスの強化に資するため、各種委員会を設置する。

1.社外役員会

- (1)当社は、経営の客観性、透明性を確保するため、社外役員を中心に構成する「社外役員会」を設置する。
- (2)社外役員会は、当社取締役会または代表取締役から諮問を受けた場合、以下の各号に定める事項について審議の上で合意し、その結果を当社取締役会に対して報告する。
 - ①経営陣幹部・取締役の報酬に関する事項
 - ②経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に関する事項
 - ③取締役会の実効性に係わる分析・評価のためのアンケートに関する事項
- (3)社外役員会は、運営等の基本的事項を定めた「社外役員会規程」に基づき運営する。

2.コンプライアンス委員会

- (1)当社は、キタガワグループのコンプライアンスの取組みにかかる基本的事項を定め、グループ内におけるコンプライアンスの徹底を目的として「コンプライアンス委員会」を設置する。
- (2)コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する個別課題の協議・決定を行い、取組事項の策定及び進捗管理を行う。
- (3)コンプライアンス委員会は、コンプライアンス取組みにかかる基本的事項を定めた「コンプライアンス規程」に基づき運営する。

3.リスク管理委員会

- (1)当社は、キタガワグループのリスク管理にかかる基本的事項を定め、事業を取り巻くリスクに対して的確な管理・実践を目的として「リスク管理委員会」を設置する。
- (2)リスク管理委員会は、リスク管理を統括し、リスク管理の推進に関わる課題、対応策の承認を行う。
- (3)リスク管理委員会は、リスク管理に関する基本的事項を定めた「リスク管理規程」に基づき運営する。

4.エネルギー管理委員会

- (1)当社は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、全社のエネルギー使用の合理化推進を目的として「エネルギー管理委員会」を設置する。
- (2)エネルギー管理委員会は、全社のエネルギー使用の合理化を図り、エネルギー使用にかかる原単位の低減を推進する。
- (3)エネルギー管理委員会は、エネルギーの合理的な使用をはかる目的とする「エネルギー管理規程」に基づき、運営する。

5.輸出管理委員会

- (1)当社は、国際的な平和及び安全の維持を目的とする安全保障貿易管理を適切に実施することを目的に「輸出管理委員会」を設置する。
- (2)輸出管理委員会は、全社の安全保障貿易管理を適切に実施するため、輸出状況の監督、実施の推進を行う。
- (3)輸出管理委員会は、安全保障輸出管理を適切に実施するため定めた「安全保障輸出管理規程」に基づき、運営する。

第10節 取締役会の実効性・評価

1.取締役会の実効性・評価

- (1)取締役会は、毎年、アンケート方式による各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。
- (2)取締役会の実効性に関する分析・評価にあたっては、客観性を担保するため、社外役員会において各取締役の自己評価の結果などを検証することとし、取締役会はその検証結果を考慮する。

第 11 節 取締役・監査役のトレーニング

1.取締役・監査役のトレーニング

- (1)当社は、下記の通りトレーニング方針を定める。

【トレーニング方針】

株主から求められる役割と法的責任を果たすため、法令、コンプライアンス、コーポレートガバナンス並びに財務知識、その他の事項に関して、取締役・監査役の全員を対象とした研修会を年1回、実施するプログラムを設けております。さらに、当社は、各取締役・監査役による自己研鑽を奨励し、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会を提供・斡旋を行うとともに、その費用について広く支援を行こととしております。

- (2)当社は、取締役・監査役の就任の際には、取締役・監査役に求められる役割と責務を理解するための機会を設け、社外役員に対しては、当社の事業状況の説明、工場見学などの機会を提供する。

第 12 節 内部統制

1.内部統制システム

キタガワグループ全体の企業活動の適正を確保する体制として、取締役会は、内部統制システムの基本的事項及び重要事項を決定し、その構築、維持、向上を推進するとともに、下部組織としてコンプライアンス委員会、リスク管理委員会等を設置し、活動の推進、進捗管理を行う。特に内部統制には推進組織を設け、規程、規則、標準等決められたことは厳しく守る風土作りを小まめに築き上げる活動を行う。

第 13 節 内部通報

1.内部通報制度

当社は、内部統制システムの不備、コンプライアンス違反または不適切な行為などを発見したものが、その情報を通報することができる「相談通報窓口」を設置する。

- (1)窓口には総務部長、常勤監査役、顧問弁護士の3名を設定し、社内から独立した通報体制を確保する。
- (2)通報者のプライバシーを考慮し、通報したことにより不利益な処遇を受けないことを会社は保証する。
- (3)通報を受けた情報は、内容を調査のうえ、コンプライアンス委員会にて協議する。協議結果は、取締役会に報告し社内に公表する。但し、通報者の希望により非公表とすることもできる。

第 6 章 その他

1.例外措置

取締役会は、本ガイドラインの例外措置を講ずる必要が生じた場合には、その理由を明確にするとともに、本ガイドラインの趣旨に鑑み、適正な措置を取ることとする。

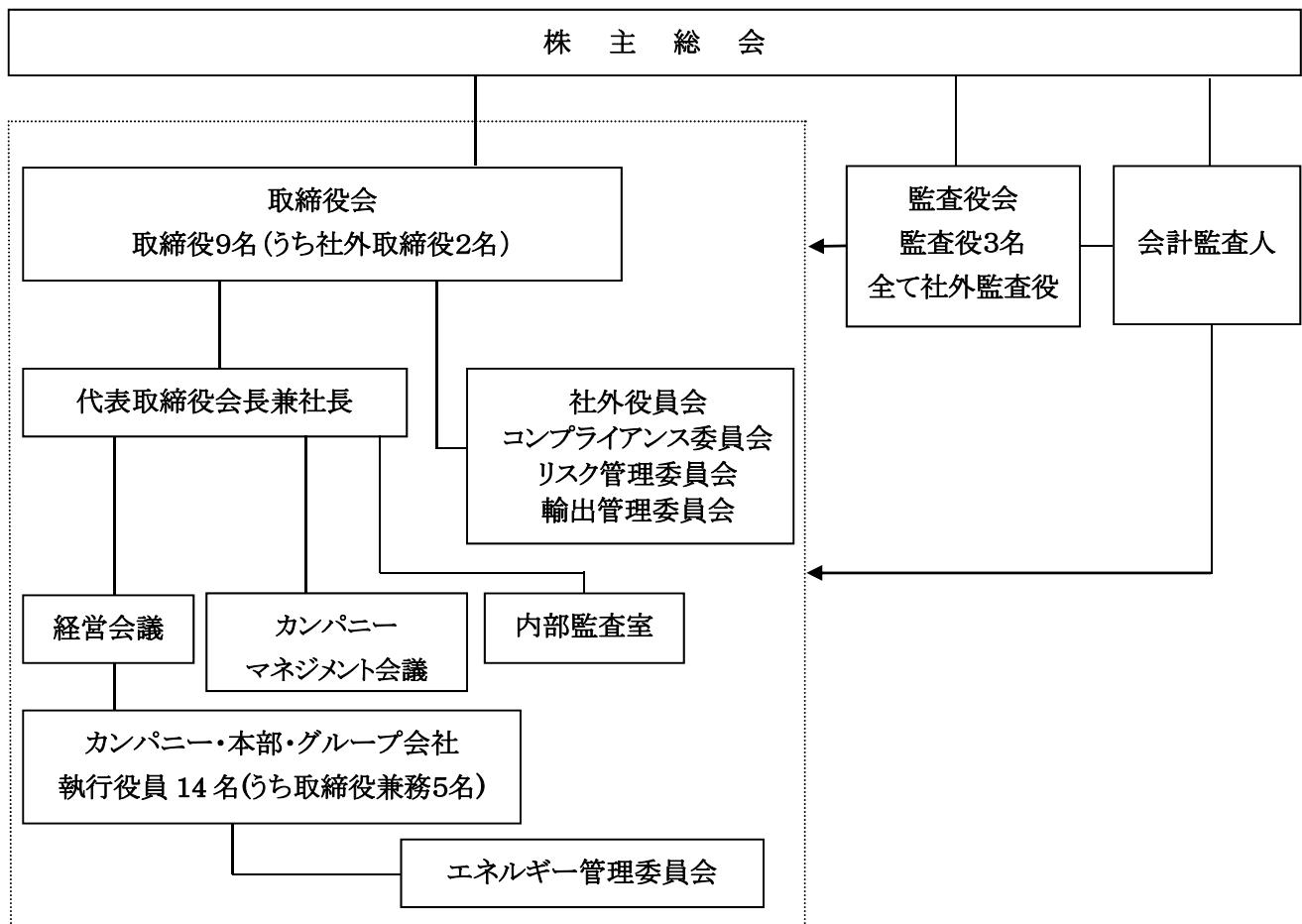
2.改正

本ガイドラインは、取締役会の決議により改正される。

3.附則

本ガイドラインは、平成 28 年 2 月 9 日から実施する。

別表 1
<ガバナンス体制>



別表 2
<独立性基準>

【当社社外役員独立性基準】

当社の社外役員が、次のいずれかの項目に該当する場合、独立性に欠けるものと判断します。

- 1.当社及び当社の関係会社(以下、併せて「当社グループ」という)の業務執行者(注1)
- 2.当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
※直近 3 事業年度における年間平均売上 2%以上の額の支払を当社から受けた者
- 3.当社グループの主要な取引先とする者又はその業務執行者
※直近 3 事業年度における年間平均売上 2%以上の額の支払を当社に行なっている者
- 4.当社の大株主(総議決権の 10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者
- 5.当社グループが総議決権の 10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
- 6.当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- 7.当該会社から役員報酬以外に直近 3 事業年度における年間平均 1,000 万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- 8.1.から 7.までの重要な者(注2)の配偶者または 2 親等以内の親族、同居の親族である者

注 1)「業務執行者」とは、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 6 号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみでなく、使用人を含む。監査役は含まれない。

注2)「重要な者」とは、各会社・取引先の取締役(社外取締役を除く)・執行役員・部長、監査法人に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士等をいう。

以上